

## 新庁舎建設に関する Q&A

**Q1：新庁舎の本体建設に要する費用は、なぜ 100 億円になったのですか？  
80 億円ではなかったのですか？**

A：建設費 80 億円については、新庁舎建設に関する協議のための検討材料として 5 年ほど前に試算したものです。その算出に当たっては、延床面積を 21,000 m<sup>2</sup>程度と想定し、当時把握できた他自治体の基本構想や基本計画における建設単価の平均額(約 38 万円/m<sup>2</sup>)を乗じ、おおむね 80 億円と試算したものです。

しかしながら、基本計画(案)における建設費については、最近の庁舎建設の先行自治体における平均的建設単価(約 44 万円/m<sup>2</sup>)を参考に、今後の消費税率の変更や労務単価の上昇を加味し、建設単価を約 50 万円/m<sup>2</sup>と想定しました。その建設単価に延床面積 20,000 m<sup>2</sup>を乗じ、おおむね 100 億円と試算しました。

**Q2：平成 32 年度末頃の完成を目指していたのに、なぜ平成 34 年度中の完成とスケジュールを見直したのですか？**

A：昨年度、国が新たに創設した「市町村役場機能緊急保全事業」(平成 32 年度までの時限措置)の財政支援を最大限活用するため、基本設計と実施設計を一部同時併行して進めることにより全体工期を短縮し、平成 32 年度中の完成を目指してきました。

しかしながら、基本設計は建物の大要を決める重要なものであり、基本設計の案が完成した段階でその内容を市民の皆さんに公表し、ご意見等を反映させながら、基本設計を完成させることとしたため、当初予定より基本設計に要する時間が長くなり、基本設計の完成後に、実施設計に移る手順としてスケジュールを見直したことに伴い、平成 34 年度中の完成を目指すこととしました。

**Q3：国からの交付税措置額は、なぜ約 4.7 億円になったのですか？  
18 億円ではなかったのですか？**

A：国が創設した「市町村役場機能緊急保全事業」による交付税措置(国からの財政措置)について、当初、建設費 80 億円とした場合、その全てが対象になるものとして、交付税措置額は、18 億円(建設費の 22.5%)という説明をしていました。

しかしながら、この事業(交付税措置)は、平成 32 年度までの時限措置で、完成時期が延期されることにより、対象となる事業費は、建設工事に係る前払金相当分(平成 32 年度までに支払われる分)となります。

さらに、対象となる建物(現庁舎分)は、昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の建物(本市にあっては、第 2 別館と第 3 別館を除く、本館と別館の建替相当分)に限定されることか

(裏面に続きます)

ら、全体事業費の約 52%が対象事業費となり、平成 32 年度は 4.7 億円（100 億円×40%（前金払の上限率）×52%×22.5%）の交付税が措置されることとなります。

なお、この事業が平成 34 年度まで延長された場合、交付税措置額は約 11.7 億円と見込まれます。

#### Q4：建設する場所は、なぜ現地周辺なのですか？

A：新たな用地の取得や既存の公共施設の移転が不要であること等、防災拠点としての庁舎を早期に建設できるという観点から、現地周辺を選定しました。現庁舎に隣接するポート第 5 駐車場に建設することで、早期に建設でき、仮設の庁舎も不要となります。なお、建設時期が遅くなればなるほど、地震等の災害へのリスクが高まるとともに、交付税措置も受けられなくなる可能性があります。

#### Q5：なぜ、建替えが必要なのですか？

A：平成 9 年度に本館及び別館の耐震診断を行い、震度 6 強以上の地震で倒壊又は崩壊する危険性があるという結果が出ました。

熊本地震が発生し、来庁する市民や庁舎で働く職員の安全性及び市庁舎の防災拠点・復興拠点としての機能の重要性が再認識され、国も各自治体による（耐震性能が低い）庁舎の建替えを促進するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設したことも踏まえ、早期に耐震性能を確保するため、建て替える方向で進めています。

#### Q6：新しい庁舎には、どんな部署が入るのですか？

A：1 つの建物で手続きができるように、現在分散している庁舎を 1 か所に集約化します。現庁舎内の部署のほかに、基本的には、上下水道局、こどもセンター、長寿介護課、障がい福祉課などを想定しています。